

様を折々御招き、御饗應有りけるに、いつも馳走のため武術の稽古を命ぜられ、家翁罷り出でて鎗術を入御覽し事度々ありしと語りぬ。

○唯心公御辭職後、大手御門番の台命を蒙らせ給ひし時、御長柄金へらの先へ黄短尺の御印を付けしかば、馬場七左衛門の申すやうは、「堀田の天べん印と申すは、淺黄の吹流しに限り申し候事にて、黄短尺は君臣とも柄につけ可申管に候。是は間違ひに候間、相改むべし」と申しけれども、其の時の御番頭合點せざれば、其の儘になし置きけるを、公御番所御詰め、御御覽せられ、「扱々困りたる事せしものかな。若し人の尋ぬる事あらば、鎗印は下へも付け候よし答へ可申旨、命ぜられしとかや。七左衛門の直話なり。

○同公京師御在任中、□の尾何寺とかいへる佛院へ町奉行三浦長門守御先乗にて被爲入、下馬札を御乗越え被レ避ければ、住僧申すやうは、「當寺は、古來下馬札有之候て、先御所司代太田備中守殿にも御下馬有之候處、今日御乗込被レ成候段、如何の事に有之候や」と申しければ、流石の公も少し御當惑の御様子なりけるを、長門守大音にて被レ叱けるは、「汝等身分にて、所司代へ對し失敬の儀共申出で候段、不届至極なり。假令下馬札有之候とも、當地鎮撫の重任たる者夫々頓着可被レ致哉。下馬の儀は所司代心次第たるの儀勿論なり。當寺に於て所司代下馬被レ致候と申す御規定にても有之や。取調べ可差出」旨被レ申候處、住僧恐れ入り候段、詫び申すに付、其の儘に相濟みしとかや。花村清右衛門物語の由。家翁は「此の事誓願寺にてのことにて、町奉行菅沼氏なりと覺え侍る」由、清右衛門家翁共に六十餘歳にて、其の若き時のことなれば、いづれか覺え違ひ侍らん。其の時、家翁御供にて見聞に及びし由、申聞けぬ。

佐倉藩雜史拾遺第四(この巻も西村芳郁著「紀氏漫錄」から抄録した。)

○「近代公實嚴祕錄」に云ふ。往昔家光公御代は、春日局預りによつて女中方等を被レ召出、御小姓組御書院組へ輿入可被レ仰付と有りけれども、兩御番の面々中々合點せずして申上げけるは、「凡そ我々先祖は、悉く武功を顯し、東照宮御馬先にて働き、或は□□共何れ愚なるはなし。然るに、何の功もなき女中の類族と相番いたし、刀を一所に可置哉。不罷成」と申しける故、上にも可被レ成様無之、「然らば大番組へ」と有之ば、「兩番にて勿ね出したる者を、何とて大番相役すべき」と大番衆申しけるゆゑ、止む事なく、公儀にても格別に名付け給ひ、新御番と申すとなり。これ今の新番なり。此の章は、尼公の御全盛の一端故記し置きぬ。

○小石川春日町稻荷社は別當を地福院といふ。其の社地は寛永七年尼公御拜領の御屋敷にて、御庭つづきに勸請有りし小祠なり。其の後、社地二十九坪領は除地に命ぜられ、御屋敷地は寄合大森信濃守に賜はり、今の小栗猶之丞まで御宅地跡相續せしが、去年天保五甲午の年御用地になりて、小栗氏は別の地へ轉じ、家作取拂ひ命ぜられしかども、稻荷の社と別當所は今に存せり。委しくは寺社奉行屋敷改め等の屋敷帳張紙とかいへる物に見えしとなん。

○「鳩巢小説」に曰く、堀田加賀守殿前髪を執る。御前齋廟へ出で被レ申候處、硯を御取寄せに成り、其の儘御詠歌被レ遊、加賀守殿へ被レ下候。

散り果て、其の名は残る古への滋賀の都の花の面影

○同書に曰く、大猷院様御他界の節、堀田加賀守殿登城にて御老中に向ひ被_レ申候は、「私事御存知の通り御執立て御厚恩の者に候へば、此の度御供仕候。各様不_レ及_レ申儀に候得共、御幼君御守護被_レ成、御繁昌被_レ遊候様にと奉_レ存候。大切の時分に候へば、萬端御心勞の段、唯今より奉_レ察候」由被_レ申候處、御老中の内より阿部對馬守殿被_レ進出、「私事も、御供可_レ申」由被_レ申候處、いづれも驚き被_レ申候處、兎角の挨拶これなし。暫く有りて、加賀守殿被_レ申候は、「是は近頃不_レ存寄_レ儀に候。先刻申候通り、私事は格別の事に候へば、かねてより御供仕る筈と覺悟仕候。御自分事大役をも被_レ仰付置_レ候上は、私共同事に御供可_レ被_レ成事無_レ之候。然らば、長く當上様へ御奉公被_レ成て御守り立て被_レ成事、第一の御忠節と存じ候。何れも如何思召し候や。何分御留め被_レ成可_レ然」旨、被_レ申候へば、異口同音に「御尤もに候。對馬守殿御供可_レ被_レ成道理無_レ之事と存じ候」と被_レ申候處、對馬守殿被_レ申候は、「成程、御不審御尤もに候。私事、先上様御代の時分より一命差上げ可_レ申上」と申上候。此の儀は、親備中守も不_レ存申_レ事に候。先上様と私ならでは存じたる者無_レ之候。唯今御他界にて誰も外に存じたる者無_レ之とて、御約束申上候事を只今だまり候て存命仕間敷候。只今に候間、御物語可_レ申候。御代初めの時分、駿河大納言様を安藤左京進へ御預け被_レ遊候て、御自害をす_レめ候やうにとの御使を私へ被_レ仰付、高崎へ罷り越し、上意の趣申候處、左京進申候は、御自分御使と承り候へば、無_レ覺束_レ事は無_レ之候へども、御墨附無_レ之候ては不_レ罷成_レ候。亦申候には、御連枝の御儀に候へば、何卒思召し直さる_レやうには成り申間敷や。其の段不_レ罷成_レ候は、兎角御墨付持參仕候へと申候て、つれなく私を返し申候。私御使に被_レ仰付_レ候て、左京進申すに付面目もなく、且、私一分も難_レ立候へども、彼が申す處至極と存じ候に付、罷り歸り候て、此の段言上仕候へば、御意被_レ成候は、左

京進申す處も、其方罷り歸り候も、不届には不_レ被_レ思召_レ。此の上は、御墨付可_レ被_レ下旨にて、御自筆にて大納言様へ御自害を勧め申候やうにとの御書被_レ下候。其の時、是は書きともなき物なれどもと、御意被_レ成て御調へ、私へ御渡被_レ成候。其の時、此の墨付遣し候上にも、左京進早速承引不_レ致候は、如何にと御意に付、私申し候は、其の分は御構ひ被_レ遊まじく候。此の度死し不_レ申罷り歸り候儀、いかにしても御兄弟様御儀は重き儀に候へば、左京進御墨附を望み候事尤もと存じ候故、罷り歸り候。此の上には、是非々々承引爲_レ致不_レ申候ては、罷り歸り不_レ申候間、最早御心安く被_レ思召_レ候へと直に申上げ、御墨付持參仕候へば、左京進奉_レ畏旨御請け申上候て、私事罷り歸り候。此の時、私事は一命を差上げ申旨申上げ候事、上様にも御存知の儀に候へば、唯今御他界の處、死に遅れ可_レ申者にて候哉。此の段、各様にも御料簡被_レ成候へ」と被_レ申候處、其の時一同に「御尤も至極に存じ候」由にて、御城より加賀守殿と手を引き合ひ出で被_レ申、直に切腹の場へ被_レ參候時分、「追付けあなたにて可_レ懸_レ御目_レ旨、暇乞ひして別れ被_レ申候。

○「窓のすさみ」に曰く、紀正盛朝臣親しき人に語られしは、此の頃辱き仰言有り。近侍の面々御前に在りけるに、問はせ給ふは、「汝等達は、常々打寄りて何をか物語りをするぞ」と有りて、扱、仰せに曰く、「定めて四方山の事語りては、傍輩のよしあしをこそいふらめ。それは深く恨みを負ふことなり。深く可_レ慎事なり。已む事なくば我が噂をせよ。我は汝等語りたるとても心にかゝらず。それにつけ、悪しきに極りたらん事は、我行を改めぬれば、世上の爲めにも益あるにより、都て國の爲に忠ぞかし。傍輩の陰言して遺恨を生じ、鬪諍など出來ては大なる不忠ぞ」と宣はせられしとて、感涙を流されしとぞ。

○「氏家記」に曰く、正保元甲申三月八日巳の刻、御放鷹のため千壽筋へ御成り、鳥越橋の先、旅籠町迄御乘輿にて被_レ爲_レ成けるに、急の御用被_レ思召出候由にて、彼所より俄に御馬に被_レ召還御、御馬の早き事乗程なり。小十人御侍衆皆御馬の先に立ちて走る。供奉の面々若干大勢なれば、町々の木戸々々に道せまなる故に、御供の衆つかへて御馬少し靜かなる故、少し息を入れける程に、本町一丁目迄は御供衆半分ばかりは續き奉りし。町を出放れ道廣くなりしかば、御馬一入早く成る。御供の衆は息を切りたり。常盤橋邊より小十人衆御徒衆悉く後れて十人ばかりには不_レ過。御馬の傍に相從ふ面々には、堀田加賀守、阿部豊後守、河内傳七、阿部對馬守、本目權兵衛、中根次郎左衛門此の六人。大下馬の橋際迄つゞき參る。御馬口付を初めとして、御中間も御徒衆も、一人もつゞかず。大手橋詰の事なるに、傳七つかる。橋の中にて對馬守草鞋の緒解けて結ばんとする程に、後れたり。百人番所前半にて豊後守下る。中根次郎左衛門下乗橋の前にて倒れて下る。本目權兵衛は御玄關の際にて御還りの旨を告げ、御馬より下りさせ給ふ時、御馬の口を取る。加賀守は下乗橋より御馬に先だちて御玄關前にて待受け、草鞋を解き捨て、御燈を押へ、御馬より下し奉り、其の後御腰の物を受け取り、奥迄御供し奉る。大手下馬より内迄つゞきたる面々、皆御白洲に踞り居て、暫く立去る事能はず。御番所の勤仕の面々「何事やらん」と奉_レ怪。後に御沙汰有りしは、「御用は少々事なり。今日は御むつかしく被_レ思召還御ありしが、序ながら、供奉人の強盛を御ためし御覽あるべしとて、御馬を被_レ召、馳せさせ給ひし」となり。同十日酒井讚岐守並に御目付へ被_レ仰出、一昨日御供仕りたる輩、何れの所迄つゞき、何れの所迄後れけるや。其の證人を立て申上げ、吟味仕り、書付を可_レ差上旨被_レ仰付。依て御供の面々其の時に同道にて、明日四ツ時前可_レ爲_レ登城旨、御目付より

相觸れ、同十一日、去る八日供奉人等一人も不_レ殘登城す。御僉議の上にて委細に記録す。大勢の中に大手下馬迄御供仕たる者僅六人なり。

阿部對馬
守を書落
したか

- 堀田 加賀守 少しも不_レ後、御奥迄供奉す。
- 阿部 豊後守 大手橋の半迄供奉す。
- 本目 權兵衛 百人番所坂の半迄御供仕る。
- 中根次郎左衛門 下乗橋の前迄御供仕る。
- 河内 傳 七

右書付可_レ備_レ上覽旨にて各退去す。同十五日、月次の御禮相濟み、其の次に、去る頃、御供の面々、後れたる小十人の頭々、并に御近習御侍衆は、其の支配衆を集めて、讚岐守仰せの趣を申渡す。其の趣は「若き輩は、日頃強盛を心掛け、足早を仕習ひ、萬一の時御用に可_レ立と可_レ心懸_レの處に、斯の志無_レ之段、不届被_レ思召所なり。自今以後は、常に心懸け可_レ相嗜_レ者なり。就_レ中、御歩の輩は行歩を以て表とす。然るに大勢の中、一人も不_レ相續_レ段、越度に被_レ思召」と云々。次に、大手橋迄相續いたる六人は、銘々御褒美被_レ下、堀田加賀守正盛には貞宗の御脇差、代金百二十枚阿部豊後守忠秋には行平御脇差、代金百五枚阿部對馬守重次には信國の御脇差、代金八十枚本目權兵衛には黄金五枚、中根次郎左衛門には同三枚、河内傳七には同二枚、右六人御前へ被_レ召出、御直に御褒美にて右の通り拜領す。

謹んで按ずるに、玄性公は慶長十三年十一月御誕生、此の時御年三十七。

○同記に云ふ。慶安二年五月廿七日、堀田加賀守、安藤右京進、稻葉美濃守、庄田小左衛門右四人、西御本丸御普請場歸りに、兼約の故に御馬方諏訪部源次郎宅西の丸下御厩へ立寄りしに、料理出でて湯を出す砌、亭主源次郎次の間に踞居、湯の試みをする處に、源次郎父惣右衛門六十有餘當時隠居走り寄り、脇差を抜き、懸け向つて源次郎を刺さんとす。不_レ透して其の脇差を取りたれば身には不_レ中、帷子の袖を突き破る迄なり。加賀守初め座中立向つて其の脇差を奪ひ取り、「老耄の亂氣ならん」と云ふ。源次郎をば山下町の町屋へ爲_二引取_一けり。加賀守「此の儀を上聞に可_レ奉_レ達や」と相談す。豊後守阿被申は、「老耄の事とはいひながら、源次郎を憎む意趣あり。惣右衛門が僻事たる事、上には能く存知たり。然るに、此の度の事上聞に達しなば、惣右衛門事可_レ爲_二遠島_一こと必せり。耄氣の愚痴なれば罪科に處せられんも不便なり。相手といふは實子なり。源次郎も何の恨を可_レ含。若し脇より奉_二上聞_一、御咎め於_レ有_レ之は、某委細に言上すべし」と云ふ。加賀守「尤も」と諾し、父惣右衛門をば相模の知行所へ追ひ下し、源次郎をば元の宅へ移しぬ。

○又云ふ。正保四年丁亥五月十九日未明より雨降り出す。依て御鷹野に被_レ成候儀御延引、御供の面々歸る。堀田加賀守を召して霖雨御氣の毒に被_レ爲_二思召_一候由、上意有り。加賀守申上ぐるは、「時既に梅雨の時節なり。然れども、當年の墜栗花はさのみ長くは候まじ。一兩日中には天氣上るべし」と申上ぐ。「其の證如何」と御尋ねの處、懐中より書付を出して備_二上覽_一。其の趣は、甲乙の年は五月節より二ツ目の壬に入りて廿一日あり。丙丁の年は五月節より二ツ目の申に入りて七日あり。戊己の年は五月節より二ツ目の庚に入りて十四日あり。庚辛の年は五月節より二ツ目の戌に入りて九日あり。壬癸の年は五月節より二ツ目の酉に入りて廿一日有り。加賀守申

上ぐるは、「今年癸丁の亥なり。七八日には不_レ可_レ至」と。

○又云ふ、慶安四辛卯年四月廿日、今夜堀田加賀守正盛宿所に歸り、嫡子上野介正信を召し出し、最期の盃を互に飲み、正信に二首の辭世を書いて遺す。

行先は聞くもあらし時を得てうき世の夢をあけぼの空

さりともと思ふ心も夢なれや何言の葉の形見なるらん

○文政十一年戊子の衣更月、僕芳郁西村浪華より歸る時、信州松本城のほとりなる淺間邑の温泉に浴して村老の物語を聞くに、此所を新湯と唱へ、又、東西山に添へる處を古湯と名つけ、又、御殿の湯とて代々松本の領主浴し給へる別業の地あり。この別莊は、むかし女性公當所を知し召されし時、初めて經營ありし所にて、又、加賀と書きし制札を一枚今に此のあたりの佛寺に持ち傳へ居る由、語りぬ。

○「鳩巢小説」に曰く、堀田筑前守殿の事も申候。筑前守殿當代などは無き人と被_レ申候。其の身新井白石君之事也筑前守殿に暫く仕へ被_レ申候故、能く存候由。私鳩巢申候は、世上に稻葉石見守殿を忠臣と申候は如何にと申候得ば、大に相違成事の由、手前堀田家に仕へ候とて其の好む所に阿り申程の心底の者にては無_レ之候。少しも取りなしては無_レ之候。石見事私怨に極り申候。沙汰の限り悪しき事と被_レ申候。世上の沙汰と格別の儀に候故。如何と尋ね候へば、筑前守殿は石見とは從弟に御座候。其の頃、河村隨軒と申す者、大坂にて堀を掘り申候に付、石見殿巡見に被_レ出候。石見殿罷り歸り言上之趣と、河村の言上の趣と大に相違仕り、河村江戸へ參着と申す日、石州、筑前守殿宅へ被_レ參、夜中過迄兩人僉議にて候。新井氏など其の夜詰番にて久敷夜話いたし、何事に候やと存じ候よ

し。此の夜、石見殿□て其身言上の趣に被_レ成候様に仕度候。無_レ左候ては私一分立兼ね候由被_レ申候得とも、筑前守殿合點にて無_レ之、最早河村明後日參着候得ば事極り候故、其の翌日登城の後、變出來仕候。是に極り候由に候。筑前守殿存生の内は、常憲院様何にても御氣隨成る事は無_レ之候。何れも筑前守殿死去已後にて候。役者を御取立て被_レ成候事など急度被_レ申上_二候故、筑前守殿被_レ居候内は、役者を御近習に被_レ召仕_一候事無_レ之候。一度御能有_レ之管に候處、俄に雨天に相成候に付、油障子可_レ申付_一由、牧野備後守殿被_レ申候。筑前守殿被_レ申候は、公家衆御馳走の御能にても、一度も二度も延ばし申候。以後雨天に候はゞ、油障子など被_レ仰付_一候とても御能有_レ之可_レ然候。是は御慰御能にて候。雨天に候はゞ幾度も御延ばし被_レ成、いつにても晴天の時分被_レ仰付_一たるが宜しく候由、達て被_レ申、御能止め申候。中々阿り候事は一度も無_レ之候。斯様の儀、毎度の事に候。然れども、後には少し驕奢に成り被_レ申候故、人々憎み申し候。それ故、稻葉が刺し殺し候を能き氣味の様に存じ候て、石見殿を忠臣などと申しならはし候。

○同書に曰く、堀田筑前守殿稻葉石見守と喧嘩の事、初めて委細に承り候。於_二御城_一、石州筑前守殿を呼び掛けられ候て、少し御用有_レ之由被_レ申候處、筑前守殿座を立たんと被_レ致候時なれば、其の儘下に居被_レ申處を飛掛り、たゞ中を突き通し被_レ申候。其の時、筑前守殿の舍弟對馬守殿、石見守を抱き留め被_レ申候。然る處を、唯今の土屋相模守殿直被_レ參候て、「對馬、はなし候へ」と、再三被_レ申候故、對馬殿「はなし可_レ申や」と、重ねて被_レ申候て、其の儘放しさま、刀を抜いて石見守殿をば對馬守と相模守殿と兩人して切り殺し被_レ申候、其の後より段々被_レ參候て、なますをたゞきし様に被_レ致候由、其の節、筑前守殿脇差を右の手に抜き持ち被_レ申候て、「いづれも御

覽候へ、□□はいたさぬ」と被_レ申、追付け歸宅にて相果て被_レ申候。其の時分、一同に石見守殿を褒め候て、筑前守殿の沙汰無_レ之候。然るに、右の首尾に候へば、筑前守殿も見事に奉_レ存候。流石に大老ほど有_レ之と奉_レ存候。

○「窓のすさみ」に云く、貞享の初め、稻葉石見守正休、筑前守正俊を殺害有りし事の様、或人の語りしは、正休は老中若年寄等其の場に馳せ付けて、各刀を抜いて掛られしを振り返り見て、につこと笑ひて手向ふ氣色も無かりしを、皆々立掛りて切り殺されしとぞ。此の時、山城守忠昌一人は遠くに坐して始終見て居られけり。扱、筑前守を刺し殺せし趣意は、其の世に知る人なく、亦亂心にては無き趣たしかなりしとぞ。遺言の一通、事に臨まんとする時、坊主を以て秋元但馬守へ遣しけり。巷説には、公儀へ對し忠節なる事を説けるとかや。正休出仕せんとて朝食の時、醫師外科など常の如くに相伴しけるに、新に拵へ直したる一尺六七寸ばかり有りし兼房の脇差を取り寄せて、抜いて見せ、「此の刀は能く切れぬべし。各、如何思ふにや」と有りしかば、一同之を褒めけるが、外科申すは、「是にて被_レ切候はゞ、其の療治は入り申すまじ」と申しけり。正休喜色にて則ち差して出でられけるが、後に思ふに、此の度の料に拵へ直されたりとこそ思ひ合せけれ」と語りし由、其の外科と親しかりし者、予が少き時語りき。

○貞享元年八月廿七日、稻葉石州女駕籠にて御館へ參られ、ひそかに不矜公へ被_レ申上_一けるは、「明日の御登城は一大事の候間、曲げて御延引有_レ之候やう」達て被_レ申候へども、公御承引なく、翌廿八日朝御出掛け、諸士御通り掛り御目見え致しけり。列座の中より何某或は云ふ松本五郎七進み出で、「今日は御顔色例に異らせ給ひ、何となく御容貌宜しからず候間、今朝の御出仕は御見合せ可_レ然」と申上げけれども、是も亦御信用なく御登城ありて、大變に

は及べりとかや。

此時よりして、代々の君、諸詰所前を爲し通給ふ時は、表奥共、番士各手をあげ、御通行を見張り罷り在り、いささかも平伏せず。自ら御家風になれりと、或人語りし。

○嚴庶薨御の後、天下すでに他姓に移り、四海騷動に及ばんとせしを、不矜公身命を捨てさせ給ひ、憲廟を奉立、神祖の御血統連綿として天下を有たせ給ひ、萬民今に至りて其の賜を受く。かゝりければ、其の頃御威光の盛んなる事をさく藤氏の繁榮に劣らせ給はず。其の頃、柳澤保山（少將吉保）といふ者、頗る異志を抱くと雖も公御在世の間は其の志を逞しうする事能はず。こゝに於て、竊に台命を矯め、稻葉石州をして公を台中に刺さしめ、又、石州の討手を命じ、其の口を消し、謀を蔽はんとす。故に正休御館へ忍び参りて御登城を止め参らせしとかや。保山石州にも恨ありければ、此の討手を命ぜしと語り傳へぬ。

此の二ヶ條の物語は、僕芳郁初めより聞き傳へたる故に記し置きぬ。

○不矜公の御石碑、往還より其の上の少し見えけるを、御成りの節御目障りの由にて、「低く致し候へ」との事にて、御臺石を取除けしとぞ。是も彼の保山の所爲なる由、語り傳へぬ。

○「豊後五十助殿物語」に、不矜公の御事を記せし世間流布の書には、時勢に阿りて多くは悪しざまに書きなしたり。同人佐倉に在りし頃、公の御作文御詩歌をひそかに拜見し侍りし事ありしに、御忠誠の御心御言葉の外に顯れたり。臣子たる者實に扼腕切齒せざらんやと語られぬ。

○不矜公御逝去の事、世上には様々に唱へ奉れども、今に至りて百五十餘年、御子孫盛んに御繁榮遊ばされ候

事、皇天その御忠義を憐み給ふ故なるべしとて、常に家翁一族の兒輩に語り聞かせ侍る。

○常樂公は御言行多く傳はらず雖も、御仁徳の御心深くましませしとかや。貞享己來上の御覺え宜しからざるは、全く讒者の所爲なれば、常に御憤り深く、「家來が無くば」と御意ありける事度々ありしとかや。此は牧民の御任におはしませずば、讒者を御討ち果し、御素懷を遂げさせ給はんとの御事なるべし。此の鬱憤を見奉るに忍びず、御側小僧の内何某といふ者、讒者を討ち果し御鬱憤を散じ奉らんと存じ込み、何となく永の御暇を願ひ奉りければ、公其の機を御察し遊ばし、その願ひを許されず。公は御逝去の後も、江戸の地に御坐しまさん事を御心苦ししく思し召し候て、御遺言にて時宗の本山なればとて相州藤澤の驛藤澤山清淨光寺に御尊骸を葬り奉りけり。御在世中の覺え悪しかりしゆゑ、何事にも御つゝしみ深く、御持鎗も黒らしや蠟燭形の御道具一本被_レ爲し持けりとかや。又梅村源兵衛重春は、公御逝去の後、三とせ御廟所に仕へ奉り、終に殉死せしとなん。不仁の君にしてかゝる忠臣あらんや。御徳義のほど、今より想ひ奉るべし。

○慈徳公（正虎）は朱學に長じさせ給ひ、濱町の御屋敷にて五經新註へ御書き入れありしが、其の全本謙良公の御時迄傳はりしを、文政四辛巳年正月十八日、芝海手の御邸にて火災に罹り、僅に一本を煨燼の餘に得て、僕芳郁、永井半吾直武と謀りて表装を補理し、御手元へ奉りぬ。

○慈徳公の御時、御曲輪内焼失せしかば、濱町の御屋敷より大下馬後辰の口御屋敷今の姫路侯向邸と、掛川侯の邸と一つにて有りしとかやを燒失後御拜領あり。是は御家作等御成就の上、再び御用之節公儀へ被_レ召上候はんとて、御屋敷替へは命ぜられしとなり。其の時、公宣ふ様は、「我等不肖にて上の御覺宜しからざる折柄、かゝる場所柄の屋敷拜領いたす事、

難し有仕合に存じ候。さりながら、永く居住すべき所ならねば、普請等萬事入念候様」と、有司へ精しく命ぜられしとぞ。僕芳郁の祖父平右衛門芳光此の邸にて出生し、幼年より此の事聞き傳へて今に語り續けぬ。

芳郁按ずるに、享保二丁酉正月廿二日、本郷丸山より出火し、御郭内より築地海濱まで焼失す。蓋、此の時の事なるべし。

○慈徳公御寛優に御座しまして、猥りに御機嫌の悪しき事なし。或人、公の奥へ被_レ爲_レ入し御跡にて御居間へ至り、ひそかに御頭巾を着し、御褥の上に坐し、御巨燵に寄りかゝりて、公の御聲容を似せ奉り、「これノ」と、戯れに御次の者を呼びし所へ、公奥より被_レ爲_レ入、此の様御覽遊ばし、聊か御不豫の御氣色も無_レ之、御笑ひ遊ばしながら「能く似申した」と宣ひしかば、彼の者恐れ入りて在りしを、何の御咎めも無_レ之、其の儘被_レ召仕しとぞ。僕が外祖父齋藤退尺語りぬ。

○常樂公の御時より御國替へ御屋敷替へ等これ有り。御勝手向御不如意にあらせ給ひしを、慈徳公御承統後、野州大宮二萬石官に入りしかば、御家臣御高に應ぜず多かりし故、彌々御窮迫に及ばせ給ふによりて、己む事を得ず、御家臣御減少被_レ仰付しかども、豫て人和を得させ給ふ故、誰一人恨み奉る者もなし。泣く御請けを申上げしとかや。公も兩三日は御膳もしかく召し上られず。御不例に御座せしを、各々諫め申上げ、漸くに御平生に復させ給ふ。又、御懇意の諸侯方へ入らせ給ひては、ひたすらに御減少の者共の有付きを御頼み有りしとぞ。出野言司語りぬ。

○慈徳公御平生御樸素におはしまして、殊に國用窮迫の折柄故、御家臣へ御書き下げ等賜はりしも、多くは塵紙

淺草紙等へ遊ばしけりとぞ。御書多く河原家に傳ふ由。飯田繁右衛門語りぬ。

○正月御居間の御掛物、梅の詠歌の御箱の裏書は、慈徳公の御筆なり。

藤澤清淨光寺伯碩上人、行年七十五歳、而元祿九年丙子冬十月廿七日以_レ天年_二而寂矣。臨_レ終遺_レ稱名院仍覺眞蹟。一軸於予。遺愛之重、不堪_レ追感。掛_レ之亭上之壁。自爾以來、嘉事屢臻、天運漸開、家門再興。蓋此一軸爲_レ吉兆乎。故每歲自_レ除夜_二到_レ元旦_二及望日掛_レ正寢之壁上、永以爲_レ例。嗚呼、後孫子、由_レ舊貫_二爲_レ家珍_一、云爾。

庚辰元祿十三年仲冬

紀正虎識

○貞享の變故よりして讒者のため公儀の御覺え宜しからず。延いて慈徳公の御時迄及びしを、水府公、公儀へ被_レ仰上しは、「伊豆守護厚篤實にして、家政能く齊ひ、領國も能く治り、且、老年迄勤仕、いさゝかも懈怠不仕候間、御登用被_レ遊可_レ然。若し此迄の體にて於_レ被_レ差置ては、十萬石廢亡の地に等しかるべく候」段、被_レ仰上しより、公儀にても不矜公の御忠誠等思し召し出され、漸く御覺えも改り、慈徳公大手御門御番所御詰めの節、老年にて大儀の段、上意を被_レ爲_レ蒙、後、享保十三年十月七日、大阪御城代被_レ爲_レ蒙、命_二厚く難_レ有思し召し、御家中は云ふに及ばず、御領中の農夫村老迄も悦ばざる者無りしに、御發駕前より御痾病にて御不例頻りなりければ、御親類様方御寄合ひ被_レ成、御相談有りしかども、誰一人御發駕の儀被_レ仰出し御方もなかりしに、御懇友林祭酒信篤被_レ仰上しは、「今般の御病體、中々容易ならざる御事にて、御全快のほども覺束なく、萬一當地にて御卒去有_レ之候ては、大任を被_レ爲_レ蒙詮も無_レ之儀故、せめて品川驛迄も御發途有_レ之、途中に於て自然の事有_レ之候とも、第一公儀へ被_レ爲_レ對御忠誠の筋、且、御家の御爲に候由、被_レ申上し故、「御痾病御留め被_レ遊、御發駕

遊ばし候」段被_レ仰出_レしかば、御醫師の面々一言言上に及びけるは、「御痢病御留め被_レ遊候ては、萬々一も御全快覺束なく奉_レ存候間、御留め藥難_レ差上_レ」段、申上げければ、「其の段は尤もに候へども、御遠慮被_レ爲_レ存候」由にて、留め候藥被_レ召上_レ御發足、同十四年正月廿二日、東海道龜山の驛に於て終に御逝去なし給ふ。御年六十八。その御英行中々尋常の人のなし得がたき所にして、御勇氣の程恐れながら感戴し奉る事になん。慈徳院殿と謚し奉りしも實に故有る事なるべし。己にして御尊骸を供奉して桑名渡海の時、大風雨にて御舟甚だ危かりしかども、無_レ恙着岸せしとかや。是よりして御家再び御繁昌にならせ給ひしとなん。

〔附録〕

御兵制は支性公御代着具の操練あり。右の繪屏風舊宮川様御家に御藏し有_レ之。如何の兵法にや不_レ詳。享保八年癸卯、羽州御代官所長澗村百姓一揆陣屋に取籠りたるに付、山形城より台命にて御人數出有り。御達しは物頭二人・足輕五十人と有_レ之候得共、其の外醫師二人・大目付一人・吟味役一人・徒目付一人・小役人三人・下目付一人・足輕小頭二人・足輕五十人、又松原村え物頭二人・大目付一人・徒目付一人・下目付一人・足輕小頭一人・足輕五十人、長町口へ物頭一人・徒目付一人・足輕小頭一人・足輕三十人・是は山形領の口故守として被_レ差出。此の役に囚捕したる百姓共、後日御仕置き被_レ仰付、磔二人、獄門三人、切捨三人、遠島八人、永牢五人、過料九十一人。此の内十五人江戸へ遣し、残りの分は於_レ長澗御仕置きなり。於是長澗鎮定す、是於_レ御家初めての御人數出なり。兵法は甲州流なりと云ふ。其の後、唯心公甲州流兵學を福嶋氏より御受け遊ばしてより、足輕操練を御物頭へ御傳授有り。昇平の御時節故、操練とは唱へず。御角場の稽古と稱す。貝太鼓を用る、月々稽古有

り。御在邑の時は足輕足並は「奴をふる様」にと、平生御教授有り。享和度女化原へ御人數被_レ差出候節は、御在邑にて御自身御差圖有り。御小納戸城武右衛門に密に女化原の動靜を探偵するを命じ給ひ、御次へは御聲洩れざれども、終りに「甲州流にてはすつばといふは」との御意、響き渡りて聞えしと云ふ。謙良公御代文政度、房總御固めの台命有り。總奉行は金井右膳、兵學者中澤勘兵衛命ぜられ、御兵制を御定め有り。甲州五段の備へなり。物頭の銃陣は舊に依り貝太鼓を用る、文明公の初め椎木御角場に於て初めて五段備への甲冑着用の操練あり。總奉行は見分ばかりなり。其の後、勘兵衛死し、養子中次郎大坂在菅野某へ遊學し、甲州流の免許を得て歸る。既にして吾が國是迄無き所の兵法に御改正、八陣の圖を節用して方陣を布く。吾が國是迄無き所なれば、中次郎歿後此の陣を以て人皆迂なりと爲し、文明公も尊意に滿たせられず。弘化三年丙午、此の陣法御廢し、長沼流の兵法に御改め、宮崎平太夫に軍師被_レ仰付有り。時に御物頭心服せず。上書して意見を申上ぐ。尤も此に與らざる者もあり。文明公物頭并に平太夫を召され、御教諭あり。以後御自身御差圖可_レ被_レ遊旨被_レ仰出、一同承服し奉れり。是より先、西洋銃陣を御信じ、砲術家兼松繁藏・齋藤碩五郎等數名命ぜられて葦山に遣され、江川太郎左衛門に和蘭の砲銃の技を學ばしむ。銃砲御新造あり。これ世間未だ行はれざるに先だち給ひしなり。其の後、和蘭砲銃を以て別隊に編成せらる。但、未だ之を學ぶ者多からず。嘉永の初め、長沼流兵學名家野庸齋を御頼みに相成り、依田十太郎・淺井豐次郎・佐治岱次郎等數名に命じて野庸齋に就き學ばしむ。五年十二月、庸齋を佐倉へ招く。御家老御年寄入門し、文明公其の講義を御聽問有り。御家老御年寄も聽聞す。安政二年乙卯、更に西洋銃陣を用る、御兵制御改革ありて、銃陣御傳授の御書、御番頭御物頭へ御直に御渡しになる。御兵制の總

裁は丙午以來御家老植松求馬なり。是より先、野庸齋御頼みを御斷りになり、以來は依田十太郎・佐治岱次郎等數名、并に西學家木村軍太郎其の事に與り、此の度の御改革には依田以下數名取調べを命ぜらる。此の度の御改革は、銃陣は専ら西洋法、其の他槍入れ等は長沼流なり。砲隊は専ら西洋法にて、弓手は御廢しになる。其の後、當主公の御代となり、文久四年(元治元年)甲子の水戸の亂に専ら此の兵法を用ゐて勝利を得る所なり。乙丑(慶應二年)の春、公邊より主公御賞有り。御家臣も白銀御服を賜はる。後、長沼の貝太鼓を廢し、西洋法の太鼓「らつば」を御用ゐるになる。此の年、依田十太郎を御年寄に登庸せられ、尙又、御兵制御改正掛り仰せ付けられ、純然西洋法に一變せり。國初より御兵制沿革の大略如此。これ余が臆記に出づる所なり。

佐倉藩雜史 (終)

房總外艦警備文書

【解説】この文書は、東京帝國大學史料編纂掛編纂の「大日本古文書」中、幕末外國關係文書之一(嘉永六年六月)から同二十(安政五年七月)に至る二十卷及び附録四卷に就いて、特に房總沿岸警備に任じた諸藩の提出せるものを抜萃したのである。蓋し幕末に於ける外國關係の文書は、維新の際徳川幕府から引繼がれて外務省に保管されたが、安政六年江戸城本丸炎上で焼失せるもあり、維新の折から散逸せるも多かつたから、太政官では幕府編纂の「通航一覽續輯」とか、又は有司の手録や民間の雜記等に據つて「外交通記稿本」「外交始末底本」等を編纂し、後に外務省これが編纂を繼續して書名を「外交紀事本末底本」と改め、なほ保管書類を東京帝國大學に引繼がれ、編纂事業を委託された。そして出來上つたのが即ち上記幕末外國關係文書二十卷及び附録四卷で、收むる所の文書は彼我の往復文書、談判筆記等を主とし、朝廷幕府の往復文書、諸有司の布達、指令、上申、通牒及び諸大名旗本士庶等の朝廷幕府へ上つた意見書等を加へてある。今、本叢書へ抄録するに方り、原文へ句讀點を附け、濁音假名に符號を加へ、

一、變體假名を普通假名に。
 一、片假名交りは平假名交りに。
 一、何々^{△△}の^{△△}に^{△△}に、何々^{△△}の^{△△}を^{△△}に、^{△△}を^{△△}より。

これだけを便宜上改めて置いたから、特殊の研究をされる方は直接原文に據らねたい。(稻葉)

嘉永六年六月三日
 ○六月三日安房國館山領主稻葉兵部少輔^正已家來屆 浦賀奉行へ 異國船通過の件
 一筆啓上仕候。然は今三日未之刻頃、相州三崎沖へ異國船三艘帆影相見、南風にて走參り申候に付、此段不取敢爲御案内、早々如此御座候。以上。

六月三日

戸田伊豆守様

御用人申様

松下勝治

稻葉兵部少輔内

容保會津藩主
弘化四年松平容敬安房上總警備心を命ぜられた

○六月三日安房上總警備の松平肥後守保届 老中へ 異國船渡來の件

今日八時半頃、浦賀へ異國船貳艘乗入候に付、早速物見船并乗留船差出、富津竹ヶ岡人數不殘御臺場下海岸へ操出候處、外に貳艘千駄崎沖合に走居候趣、富津詰家來之者より申越候。此段御届申達候。以上。

六月三日

松平肥後守

○六月四日安房國勝山領主酒井安藝守一届 老中へ 異國船渡來の件

一、私領分安房國平郡勝山より漁獵に罷出候者、昨三日未之中刻頃、相州三崎沖に異國船凡三千石積位之舟四艘、帆柱三本づつ立有之候舟相見候趣、追々注進申候に付、見分之者差出候處、相違無御座候。南風故にや、右四艘共相州浦賀表へ乗入候趣、家來共罷歸り申聞候。依之近領之面々へも早速申通、勝山濱手へ壹番手固人數差出置申候。尙又此上時宜次第今日中追々固人數出張爲致可申旨、在所家來共より急便を以申越候。先此段御届申上候。以上。

六月四日

酒井安藝守

忠國忍藩主

弘化四年忠國安房上總警備心を命ぜられた

○六月四日安房上總警備の松平下總守國在府家來届 老中へ 異國船渡來の件

昨三日未之刻頃、相州沖合へ異國船四艘相見、追々浦賀之方へ乗入候様子に付、早速物見船差出、并夫々へ警備之人數繰出候段、房州北條陣屋詰家來之者より申越候。下總守在邑に付、此段御届申上候。以上。

六月四日

松平下總守家來

伊藤作三右衛門

在所之は在所之誤か

○六月四日安房國館山領主稻葉兵部少輔正已届 老中へ 異國船渡來の件

昨三日未之中刻頃、異國船四艘三崎沖へ相見候段、松平下總守家來より、私在所へ通達申越候に付、即刻見届船指出候處、右異國船南風に走り、浦賀近へ寄候様子相見候趣申出候に付、兼て申付置候固人數領分浦方へ出張警備爲仕候。猶時宜次第追々人數指出可申段、在所役人共より申越候。此段御届申上候。以上。

六月四日

稻葉兵部少輔

○六月四日上總國佐貫城主阿部駿河守正身届 老中へ 異國船渡來の件

昨三日未之刻、異國船四艘浦賀湊へ近寄候。内壹艘は帆下げ居候旨、臺場詰家來之者より、私在所へ注進申出

候に付、兼而申付置候壹番手固人數、領分八幡浦へ出張警衛仕候。尙時宜次第、貳番手人數差出可申段、在所役人共より申越候間、此段御届申上候。以上。

六月四日

阿部駿河守

六月四日
の夕飛脚
到來に付
二度目に
届出の分

○六月四日上總國佐貫城主阿部駿河守^正身届 老中へ 警固人數差出の件
今朝御届申上候、浦賀近邊へ異國船四艘渡來に付、早速一番手固人數指出候處、右之船同所湊近に滯船罷在候趣に付、尙又二番手人數領分浦手へ指出候段、在所家來之者より申越候。此段御届申上候。以上。

(日附缺)

阿部駿河守

○六月四日上總國請西領主林播磨守^忠旭届 大目付へ 異國船渡來の件

相州浦賀沖合へ異國船四艘程相見候に付、保科彈正忠固人數承り候に付、不取敢具淵村海岸へ固人數差出候趣、拙者在所家來共より申越候間、御用番并海岸御掛りへ御届申達候。以上。

六月四日

林播磨守

○六月四日上總國飯野領主保科彈正忠^正益届 老中へ 異國船渡來の件

相州浦賀沖合へ、異國船四艘程相見候に付、松平肥後守富津御陣屋も人數差出候間、私領分上總國青木浦へも、

操出は
緑の誤か

早速壹番手人數差出申候。猶陣屋内之人數兵具等相揃置、此上様子次第直様繰出候手筈罷在候段、在所家來共より申越候。此段御届申上候。以上。

六月四日

保科彈正忠

○六月五日上總國鶴牧領主水野壹岐守^實届 大目付へ 異國船渡來の件

居所内は
在所内か

相州浦賀沖合に、異國船四艘程相見候に付、保科彈正忠固人數差出候趣承、林播磨守にも、同斷人數差出候後、案内有之候に付、兼而申付置候壹番手人數居所内へ揃置、時宜次第出張可致之旨、在所家來どもより申越候段、御用番并海岸御掛り備前守殿へ御届申達候。以上。

六月五日

水野壹岐守

○六月五日安房上總警衛の松平下總守^國在府家來届 老中へ 米船へ乗寄禁制の件

此度渡來之異國船は、種々入組候應接も有之、右異船之近邊へ猥に乗入候儀は、異國船よりも堅斷有之候之間、右之心得にて近寄間敷、万一近寄候得は、異變相生可申旨、彼方より斷有之、且此上追々渡來之軍艦有之趣申聞候由、浦賀御奉行様より御通達有之段、房州北條陣屋詰家來之者より申越候。此段御届申上候。以上。

六月五日

松平下總守家來

伊藤作三右衛門

正篤後に
正陸

○六月六日下總國佐倉城主堀田備中守正篤 大目付へ 異國船渡來の件

昨五日曉子中刻過、保科彈正忠林播磨守家來より、以廻狀、相州浦賀沖合へ異國船四艘程相見候段、松平肥後守富津陣屋詰之者より通達有之、彈正忠播磨守領分海岸へ、一番手人數差出候旨、案内申越候に付、拙者領下總國千葉郡寒川村海岸まで、一番手人數差出候旨、在所家來共より申越候段、今朝御用番へ御届申達候。以上。

六月六日

堀田 備中守

○六月六日下總國生實領主森川出羽守俊民 老中へ 警固人數用意の件

此度浦賀表へ異國船渡來に付、近領追々人數差出候様、在所差置候家來承及、固人數生實陣屋捕置、時宜次第領分濱野村海岸へ差出候旨申越候。此段御届申上候。以上。

六月六日

森川 出羽守

○六月七日安房上總警衛の松平肥後守容保 老中へ 米船内海乗入の件

此度渡來之異國船蒸氣船之方壹艘碇を上げ、猿島より本牧を指、内海之方へ乗入候に付、富津竹ヶ岡兩合にて拾貳艘追駈、猿島内にて追付、松平誠丸人數一同、漕戻候様手招致し候得共、不承知之様子にて、乗入候間、彌附添手招致候處、間もなく漕戻、浦賀沖合へ掛り居候段、富津陣屋詰家來より申越候。

末文缺

六月七日

松平 肥後守

○六月七日安房上總警衛の松平下總守國忠 在府家來届 老中へ 米船内海乗入の件

此度渡來滯船罷在候異國船之内壹艘、昨六日午中刻頃、内海之方へ乗入、柴村邊沖合迄相越、無程戻、元之場所邊へ滯船罷在候之由、房州北條陣屋詰家來之者より申越候。下總守在邑に付、此段御届申上候。以上。

六月七日

松平下總守家來

木 戸 環

○六月七日上總國請西領主林播磨守旭忠 大目付へ 米船内海乗入の件

異國船内海へ乗入候様子之旨、在所之家來どもより申越候に付、猶又家來ども今日出立、請西陣屋へ差遣申候段、御用番并海岸御掛りへ御届申達候。以上。

六月七日

林 播磨守

○六月七日安房國勝山領主酒井安藝守忠一 老中へ 米船内海乗入の件

去る四日、御届申達候通、異國船四艘渡來、相州浦賀之方へ乗込候付、拙者領分房州平郡勝山濱手へ、早速壹番手固人數差出候處、其後浦賀湊近へ致滯船候に付、猶又貳番手人數差出警衛いたし候。然る處、昨六日晝九時頃よ

房總外艦警備文書

り、右異國船四艘之内貳艘、武州本牧沖之方へ向乗込候様子之旨、遠見番之者暮六時頃罷歸申聞候。不容易儀に付、警衛方彌嚴重申付、猶又陣屋内へ、増人數急速出張之手當申付置候旨、在所役人共より申越候に付、此段御届申達候。以上。

六月七日

酒井安藝守

○六月七日安房國勝山領主酒井安藝守一^忠届 老中へ 米船乗戻の件

先刻御届申達候通、異國船渡來、相州浦賀湊近へ滯船致候處、昨六日晝九時頃より、右異國船四艘之内貳艘、武州本牧沖之方へ向乗込候様子有之候處、右船四艘共元之邊へ相揃居候旨、猶又遠見之者今晝九時半頃罷歸申聞候旨、在所役人共より申越候。此段御届申達候。以上。

六月七日

酒井安藝守

○六月八日安房上總警衛の松平肥後守^保届 老中へ 久里濱警固の件

此度異國船持參之書翰、浦賀表にて請取に相成、尤九日、於久里濱、右之趣被仰渡有之筈に候。其節四家にて、同所海陸固向嚴重に差出候様、且退散之儀は、別段被仰渡有之候間、其砌は面々持場中、御備向嚴重に心懸候様、浦賀奉行より昨七日、達有之候。此段富津詰家來より申越候。依之御届申達候。以上。

六月八日

松平肥後守

○六月八日安房上總警衛の松平下總守^忠 在府家來届 老中へ 久里濱警固の件

此度渡來之異國船、國王より之書翰持參に付、明九日、於久里濱御受取相成候趣、被仰渡候に付、其節四家にて、同所海陸嚴重に相固、且退帆之儀は、別段被仰渡有之候間、其砌は銘々持場御備向是又嚴重相心得候様、昨七日、浦賀御奉行様より御達有之候段、浦賀表出張之家來之者より申越候。下總守在邑に付、此段御届申上候。以上。

署名缺

○六月八日安房上總警衛の松平下總守^忠 國家來届 浦賀奉行へ 久里濱警固人數の件

松平下總守家來

覺

岡田柰兵衛

番頭	壹人
物頭	貳人
使番	六人
目付	三人
騎士	四十九人

右之通、明九日、久里濱沖海岸へ差出申候。此段申上候。以上。

六月八日

徒士以下足輕	八拾人
帶刀之者迄	
雜兵小者よ	四百五十四人
り水主迄	
船數	四拾貳艘

松平上總守家來

岡田 奎 兵衛

○六月八日下總國佐倉城主堀田備中守篤正届 大目付へ 警固人數差出の件

一昨六日申下刻、保科彈正忠家來より、以廻狀、相州浦賀沖合へ、異國船乗入候に付、彈正忠領分海岸へ、二番手人數差出候旨、案内申越候に付、拙者領分下總國千葉郡寒川村海岸迄、二番手人數差出候旨、在所家來共より申越候段、今朝御用番へ御届申達候。以上。

六月八日

堀田 備 中 守

○六月八日下總國生實領主森川出羽守民俊 届 老中へ 警固人數差出の件

此度異國船渡來に付、生實陣屋へ人數揃置、時宜次第領分濱野村海岸へ可差出旨、一昨六日、御届申上置候處、近領追々繰出候趣に付、昨酉上刻、同村へ人數繰出し、警衛罷在候段、在所表家來共より只今申越候間、此段御

届申上候。以上。

六月八日

森川 出 羽 守

○六月十日安房國勝山領主酒井安藝守忠一 届 大目付へ 米船内海乗入の件

浦賀沖に掛り居候異國船四艘、昨九日八時頃、俄に動き出し、早速物見之者差出候處、浦賀邊に一切相見不申候。依之出居候獵船参り掛り候船に承合候處、内海の方へ乗込候趣、最早富津洲越候旨申聞候由、物見之者罷歸申聞候段、在所役人共より申越候に付、此段海岸御掛り牧野備前守殿へ御届申達候。以上。

六月十日

酒 井 安 藝 守

○六月十日房總警衛の松平下總守忠國 在府家來届 老中へ 米船内海乗入の件

此度渡來之異國船、昨九日、於久里濱書翰御受取に相成に付、同所に固人數差出候處、御請取相濟、一旦退帆之様子見受候處、其後四艘とも内海の方へ乗入候様子相見候に付、見留船差出候處、富津猿島を乗越し、杉田村邊沖合に致船掛漂居候段、見留船より申出候に付、番船差出、猶此上北條表よりも番船可差出候段、浦賀表出張之家來之者より申越候。下總守在邑に付、此段御届申上候。以上。

六月十日

松平下總守家來

木 戸 環

○六月十日上總國勝浦警衛の大岡兵庫頭忠恕 大目付へ 警固人數差出の件
此度相州浦賀表へ、異國船渡來滞留罷在候に付、拙者領分安房國上總國之内海岸爲防禦、兼て御届申達置候通、
固人數濱手へ差出、夫々手配り申付、嚴重警衛爲仕候。追々増固人數差出候積り御座候段、御用番松平伊賀守殿
海岸御掛り牧野備前守殿へ御届申達候。以上。

六月十日

大岡 兵庫頭

○六月十一日下總國佐倉城主堀田備中守正篤 大目付へ 警固人數差出の件
相州浦賀表へ異國船渡來に付、兼て御届申達候通、拙者領分千葉郡寒川村海岸へ、一番手二番手人數差出置候
處、異國船内海の方へ乗入候趣に付、三番手人數并別手炮術人數一備、昨夕右寒川村海岸迄差出置候旨、在所家
來より申越候段、御用番へ御届申達候。以上。

六月十一日

堀田 備中守

○六月十一日上總國鶴牧領主水野壹岐守忠實 大目付へ 警固人數差出の件
相州浦賀邊に掛居候異國船四艘共、一昨九日未の下刻頃、内海の方へ乗入候趣、保科禪正忠家來之者より通達有
之候に付、早速二番手人數領分海岸へ差出、嚴重警衛罷在候段、在所家來共より申越候段、御用番并海岸御掛備

(十四)

前守殿へ御届申達候。以上。

六月十一日

水野 壹岐守

○六月十一日上總國大田喜城主松平備中守正和 老中へ 警固人數差出の件
此度相州浦賀表へ異國船渡來、滞留罷在候に付、私領分上總國夷隅郡海岸爲防禦、兼て御届申上置候固人數、小
濱村手へ差出、夫々手配り申付、嚴重警衛爲仕候。猶此上時宜に寄、追々増固人數差出候積り御座候段、在所家
來共より申越候。此段御届申上候。以上。

六月十一日

松平 備中守

向井將監
は船手頭

○六月十二日安房上總警衛の松平肥後守容保 大目付へ 米船退帆の件
一、金澤野島沖合滞船に相成候異國船四艘之内、今朝貳艘車付は觀音崎沖へ退船致し候段、向井將監組同心より
注進申候。
一、異國船大津沖合に滞船致し居候處、今日五半時比出帆、南洋を指走候に付、番船附添其外見届船差出候處、
相州城々島と房州洲之崎と之境を乗抜、帆影も不相見退帆致候間、檢使之者申出候段、富津詰家來より申越候
段、備前守殿へ御届致し候旨申越候。以上。

六月十二日

松平 肥後守

○六月十三日安房上總警衛の松平下總守^忠在府家來届 老中へ 米船退帆の件
追々御届申上候異國船、杉田沖合に滯船罷在候處、一昨十一日酉之刻頃、四艘共猿島脇宇伊勢町と申所へ船懸り
致し、昨十二日辰中刻頃、同所出帆、追々外海の方へ乗出候に付、見届船差出候段、浦賀表出張之家來之者より
申越候。下總守旅中に付、此段御届申上候。以上。

六月十三日

松平下總守家來

松平 九十九

○六月十三日安房上總警衛の松平下總守^忠在府家來届 老中へ 米船退帆の件
異國船退帆に付、下總守方よりも、見届船洲之崎地先邊迄差出候處、昨十二日九半時頃、午未之方へ向罷去、帆
形不相見候旨申出候。且又異國船退帆後、爲見届御組之者被差出候處、最早帆影不相見候段、罷歸申立候に付、
御備向之儀平生之通相心得候様、浦賀御奉行様より御達有之候段、浦賀表出張之家來之者申越候。下總守旅中に
付、此段御届申上候。以上。

六月十三日

松平下總守家來

松平 九十九

○六月十三日安房國勝山領主酒井安藝守^忠一届 老中へ 警固人數引拂の件
異國船四艘共、昨十二日巳之刻頃より、追々沖之方乘去り、退帆之様子相聞、尤海岸固之儀は、無油斷警衛罷在
候。浦賀表應接も相濟、無異儀彌退帆、最早帆影も不相見罷成候。出張人數追々引拂候旨、御届申上候。以上。

六月十三日

酒井安藝守

○六月十三日安房國勝山領主酒井安藝守^忠一届 大目付へ 警固人數引拂の件
去る四日より追々御届申達候異國船四艘歸帆之趣に付、昨十二日曉より遠見番之者差出置候處、辰刻過相州觀音
崎沖より外海の方へ向走り出候旨、追々注進申出候に付、拙者領分勝山濱手へ差出置候固人數、猶又嚴重申付、
陣屋内備置候人數并分知酒井新三郎人數も差加、濱手へ差出警衛罷在候處、巳刻頃勝山遠沖通船仕、相州城ヶ島
沖より、巳下刻頃、房州洲之崎、夫より豆州大島邊へ走り、追々船影相見え不申候に付、暫見合、午刻過、濱手
警衛一番手人數計相揃置、其外は陣屋内へ引取、申下刻、彌退帆之様子に付、固人數不殘引取申候段、在所家來
共より申越候間、御用番并海岸御掛り牧野備前守殿へ御届申上候。以上。

六月十三日

酒井安藝守

○六月十四日安房上總警衛の松平下總守^忠國届 老中へ 警固人數引拂の件
異國船退帆後、彌帆影も不相見。且は浦賀奉行より家來之ものへ申達候趣も有之候間、御備場警衛之人數爲引拂

申候。乍去猶領分浦々無油斷見廻等取締申付置候旨、房州北條陣屋詰家來之ものより申越候。此段御届申達候。以上。

六月十四日

松平下總守

○八月上總國飯野領主保科彈正忠益上書 幕府へ 米國國書に就て
北亞墨利加來簡に付、乍恐存意書奉差上候。

今夏來簡之意趣熟讀仕候。文意之主とする處、和好通商之二事に付、先づ自己之土地廣大を自負し、且火輪船に坐し、鯨波萬里十八晝夜にして至て、軍艦之自由なるを以、武威を張、我國民の氣を挫き劫かすの作意成事、炳然として火を觀る如し。渠が書に亦曰、加理科吹亞の廣貌富饒を稱し、我が食不食を索り、我皇國の富澤人材を譽め、姑息を以て我を慰悅せしめ、次に世間之時勢萬國の時宜に依り、古例を改革するを以て我が古例を改ん事を勧め、若し應ぜずんば、悚すに數號大師船を率ひ來らんとて、辭不遜也。詭譎にして、其志は牽連して後、遂に是を取らんとす。蓋し渠往年胡虜東陲を掠め、西邊を擾さんとし、守備の嚴ならざるを聞、始て輕侮の心を生じ、連年遊船を以て、邊海を窺ひ、陽には薪水を求め、陰には山川を測量したる事、茲に三十年。近年に至り、浦賀に至らざるも、遠洋に出沒し、其勢邊海の鸞に乗じ、我國を奪んとする如し。今夏に至り、軍艦火輪と四艘を以て、贈る處の文意、威を以諸蕃を制劫するは、渠が平素慣用るの術なり。故に噴囁に迫り、書を捧げ、琉球に適て、地を測り、朝鮮を軼し、浦賀に入、崎港に臨む。且や今夏其國之例と稱し、鎮臺直下におゐて、大砲を

崎より誤
脱あるか

圍は困の
誤か

恃は將の
誤か

放ちて陸梁の狀を示す。是禍心を包藏し、皇國を睥睨するの情、掌を指し見るが如し。且其書に曰、中國往來之途中、石炭食料を買求ん爲、崎港に至らず。新に南海の港口を開んと。願書驕恣跋扈甚しと云つべし。今若交易を許さば、渠必地を借らん。地を借さば、城を築ん。其後是に據は、其禍踵を旋らすべからず。曩に浦賀栗濱にて書翰を奉りし日、即時歸帆の命を受、四艘鎮臺の下に並べ、大砲七八發して、一船は竹が岡砲臺を指、一船は佐貫大坪山砲臺の瀕り近く崎より公然として内海へ乗入、一食時計の間に、輦轂近き本牧に至り、山川を測量し去る。是を以是を見れば、皇國を輕侮し、禍心を包藏するの機顯然たり。朝廷其激して變事を生じ、邊民業を失ひ、湯火の下に圍むるに忍びず。寛大の命令を下し、包容の仁澤を施し、毎々崇順して、是を放還し去らしむ。彼ら昏愚を顧みず。朝三暮四の詐謀を以て、我を誘んとする意志眞に捧腹すべし。其言に曰、先づ年數を期し、或は五年或は十年の間を試み、利不利を能知り、賣買に依り無益ならば古例に復せよと。若今是を許し、期年に至り益有りと云はば、渠又我貪悻を見て、是に次に數年を以てして、後恃其大に欲する處を成さんとす。苟且にも機會を見、輒く斬伐して、是を取んと。易に曰、霜を履て堅氷至るといふは、交易の法は、固より許すべからざるなり。神祖建業以還、封建之御制始て行れ、内は王室に藩となり、外は夷狄に備へ、期せずして符を三代に合し、加るに政綱の綜理修整、實に千古に超絶し、鼓腹擊壤、四海干戈を見ざる事貳百年余。海内至靜、上下安全として、至法の澤今日より盛なるはなし。今若一時の權道を以て、或は十年の通商を御許し有て、期年の内に士氣を勵し、器機を修して、後に是を絶ん一理有に似たれ共、茲に一つの難き事あり。文化元甲子年九月、西洋亞細亞洲の内魯西亞の船來り、先年松前に賜りし信牌を掲げ、漂流の日本人四人を送り來る。其節の書翰に、信義を結

び、通商之道を開き度、積年之渴望をのべ、且十二年前、漂流の人を連れ渡りし日、意外の御款待、許多の謝物を賜り、爾後崎港に至る時の信牌を賜り、感謝計りなく、是が爲に、江府に至り、拜謁謝辭を述、産物を貢上す。其時の御返答に、日本往古より海外之通問少からずといへ共、事の便宜無きを以て、嚴禁を設け、我國の商賈も外國の買船も、我國に入を許さず。只唐土朝鮮琉球紅毛の往來する事、互市の利を必とするにあらず。其來る事素より所謂ある事を以て、嚴令を下す。我國歴世封疆を守るの定律たり。今其國一价の故を以て、争か 朝廷歴世の法を變ぜんやと。是を以て、渠再び來航せず。今若數世の規矩を改め、亞墨利加に許さば、一歲兩歲に過ずして、魯西亞も又往年之故を挟み、來て通商を乞ん。其地我が蝦夷に隣する時は、魯西亞も亦許さざる事を得ず。通商の道を開かば、英幾利拂郎西其他の諸蠻數々來て是を乞ん事必せり。近年纔に一蠻船來るも、警衛を嚴にする事は、不虞に備るの策謀なり。今や四船の蠻船に警兵を勅し、士を督し、數十里外奔走し、師衆を警動し、國用を竭し、邊海の漁夫鹽丁も其業を廢し、輓輸に困み疲る事、如何にも恤むべき事と奉存候。今の世諸侯大概財用に乏しく、平居事無きも、猶且憚々として國用の給せざるを恐る。況近く兵士を出し、海漸に奔命する、其費幾鉅万なるを知らず。一ツの亞墨利加すら如斯。若くは諸蠻其機を知て來らば、何を以て御拒きなざるべきや。是に依て是を見れば、通商の請は御許容不成事、判然として明かなり。彼理白書若今許さずんば、來年春季を待て、各船を帶び、江戸海に來り、回音を俟と。諸蠻を劫制するの術を我に加へんとす。我又備ずんば有べからず。其時に至り、嚴備なくんば、渠が爲に敗衄を受 皇國の耻辱を萬國に流さん。臍を噬む共何ぞ及ばん。房總相豆は近海の要地、富津は東都の喉襟、一步も進む事を成さしむべからず。來春御返翰を御渡しの日に至らん、練士

白は自の誤か

至らばの誤か

を撰び、國勢を張り、軍行を振ひ、彼を上陸せしめ、醜虜を中にし前後左右四面四隅を圍み、後令を下し、交易和好の二事は、國初よりの嚴禁、今又何の故に是を許さん。速に歸帆し、再び此地に航るべからず。且渠を責て言ん。去年栗濱にて歸帆を命ぜしに、應諾して命に背き、浦賀は内洋の鎖鑰關門たるを、公然として内海へ乘入事、輕侮驕横の心を以て、貪婪厭ふ事なきの求を違くせんとし、山川海瀕を測量し去る。其罪大辟に係るといへ共、朝廷包容の御仁惠を以て、汝等主の爲に虎口を侵し來るの心に感じ、放還せしむ。大師船を牽る來る事、又何の爲ぞ。今日命を下す後、速に纜を解歸帆せずんば、數千口の大砲を以て、汝が船を擊碎き、數十万の兵を以て、汝等壘にして、一夫も歸すべからずと言はゞ、渠畏縮して纜を解ん。一ツも放慢する事あらば、上陸の虜を悉く擒にし、人質になし留め置、兩三年の内飽まで仁惠慈悲を加へ、渠を感服せしめ、後還すも一つの計策なり。記に曰、惠を以怨に報るは寬身の仁なり。且茲に一つの大患あり。渠五市の行はれざるを憤り、密に我が虚實を知り、其身東に赴かば西を掠め、我南に備へば渠北を擾さん。或は近洋に在て、東西の漂路を梗せんも知べからざるなり。然共廻船遠洋を渡らず。地方より港に取次に傳せば、迂行赴念の遅きのみ。交易に比すれば、彼虜の患なり。壹岐對馬其他環海の國は、其主を國々へ御歸し有之、速くは八丈三宅大島等は、剛勇其任に勝たる官吏に警衛なさしめ、渠が來るを見れば、大砲を放ち拒かば、彈丸の小島といへども、備有を知り、遽に上陸なさざるべし。相持する事數日の後、我が援兵を以て攘はん而已。孟子曰、七年之病に三年の艾を求む。今日得ずといへ共、貯へざれば終身得ず。今より士氣を養ひ、武備猛威を貯へ、其虜祿を重くし、其禮敬を厚くし、教るに廉耻を以てし、小過は宥し、勇敢の氣を撓めず。搦磨怠らずんば、今俗衰たりと雖、忠臣義勇は固より 皇國の風

惠をば徳心の誤か

赴念は赴急の誤か

搦磨原文のまゝ

なれば、何ぞ烏合の醜虜を畏れん。聖祖訓を後昆に垂給ひて曰、國家昇平日久しければ、我が懼れは夷狄に在と。是則今日にして信あり。嗚呼 神哉、聖哉。若し一日五市を御許容あらば、萬世の厲階となる事、利害得失斷然として知るべし。諺に曰、虎狼の猶豫は蜂蠆の決にしかず。又曰、斷然敢て行へば、鬼神も避くと。今日の御計策は、斷の一事と乍恐奉存候。

保科 彈正 忠

○正月十二日安房上總警衛の松平下總守忠 老中へ 異國船渡來の件

昨十一日午下刻、異國船七艘豆州沖合に相見候旨、漁業之ものより注進有之候由、戸田伊豆守より達有之候に付、早速物見船等差出、御備向夫々無油斷手配申付候段、房州北條陣屋詰家來の者より申越候。此段御届申達候。以上。

正月十二日

松平 下總守

安政元年十二月十二日
忠興は忍
日興は忍
忠興は忍
既に房主
警衛に松
ぜ内を松
平に頭免
と代つ藏
が未だつ
たしなだ
つたなだ
つたなだ

○正月十三日安房國勝山領主酒井安藝守一忠 大目付へ 異國船渡來の件

一昨十一日、豆州沖合へ、異國船七艘相見候段、近領より通達有之候に付、拙者在所安房國平郡勝山より、見分之者差出候處、同所よりは程遠之儀にて、様子相分り不申候得共、不取敢勝山浦へ一番手固人數差出、猶時宜次第、追々人數差出可申候段、在所家來共より申越候に付、其段御用番并海岸御掛り御月番松平和泉守へ御届申達候。以上。

正月十三日

酒井 安藝守

○正月十四日安房上總警衛の松平下總守忠 老中へ 警固人數引拂の件

去十一日、異國船七艘豆州沖合に相見候趣、浦賀奉行より達有之候に付、御備向手配申付、物見船等差出候處、帆影も相見不申候間、人數爲引拂、遠見等猶無油斷心付候様申付置候段、房州北條陣屋詰家來之者より申越候。此段御届申達候。以上。

正月十四日

松平 下總守

○正月十四日安房上總警衛の松平下總守忠 老中へ 異國船渡來の件

昨十三日申之刻過、安房國白子遠見番所より、辰巳之方に當り、十里程沖合に、異國船壹艘相見、同國北朝夷村地方よりも、辰巳之方凡五六里沖合へ、異國船相見候趣、注進申出候間、不取敢物見船差出し、御備向致手配候段、同國北條陣屋詰家來之者より申越候。此段御届申達候。以上。

正月十四日

松平 下總守

○正月十五日安房上總警衛の松平下總守忠 老中へ 異國船内海乗入の件

御届申達置候異國船、城ヶ島沖に相見、追々内海之方へ乗入候様子に付、不取敢檢使船等差出、御備向萬端無油斷致手配候段、房州北條陣屋詰家來之者より申越候。此段御届申達候。以上。

正月十五日

松平下總守

○正月十五日上總國佐貫城主阿部駿河守正身届 老中へ異國船渡來の件
昨十四日巳上刻、異國船一艘相州松輪沖合へ乗入り候旨、領分大坪山臺場詰家來より注進申出候に付、早速壹番
手人數出張、浦方警衛仕候段、家來之者申越候。此段御届申上候。以上。

正月十五日

阿部駿河守

○正月十五日安房上總警衛の松平肥後守保容届 老中へ 異國船渡來の件
昨十四日巳ノ下刻頃、異國船一艘浦賀沖合へ乗込候段、富津村獵業之もの申出候。松平下總守家來より、白子沖
合へ右同斷一艘相見候旨達有之、其後右之外千駄崎に一艘、其餘六艘計追々沖合に相見候旨、村方共より申出候
に付、早速人數出張いたし候處、霧深船敷見定兼候得共、御備嚴重申付置候。此段御届申上候。以上。

正月十五日

松平肥後守

○正月十六日安房上總警衛の松平下總守國居 老中へ 異國船の動靜に就て
追々御届申達候異國船壹艘、一昨十四日卯中刻頃、三崎沖より浦賀の方へ向け、迅速に乗入、其余異國船二三艘
も遠沖に相見候様子に付、猶又物見船差出、御臺場向都て嚴重警衛罷在候段、房州北條陣屋詰家來之者より申越

候。此段御届申達候。以上。

正月十六日

松平下總守

○正月十六日安房國勝山領主酒井安藝守忠一届 大目付へ 異國船内海乗入の件
昨十五日、御届申達候異國船壹艘、一昨十四日未之刻頃、相州觀音崎乘越、江戸近海へ乗込候様子、且又跡貳艘
之義は、西の方へ走り候由にて、相見不申處、猶又壹艘鎌倉の方より間切走にて、房州那古遠沖邊に相見申候趣、
遠見船之者より注進有之候に付、拙者在所勝山濱手固人數、猶又嚴重警衛罷在候旨、彼地家來共より申越候に付、
其段御用番へ御届申達候。以上。

正月十六日

酒井安藝守

○正月十六日安房上總警衛の松平下總守國居 老中へ 米船の動靜に就て
追々御届申達候異國船壹艘、内海へ乗入候間、差出候物見船安房國洲之崎より異船に附添罷越候處、右乗入候異
船金澤小柴村沖合へ致滞船候に付、附添罷在候内、浦賀組之者乘附應接致し候處、亞墨利加船にて、使節船乗入
候迄、同所に致滞船候由、尤類船十艘之趣有之候段、附添罷在候家來之者より申出候。且其余之異船は、三崎大
津漂居候處、壹艘は、相州長井村沖合磯根に掛居候様子、壹艘同所に致滞船、壹艘は三崎沖に残居候間、猶又異
船之様子無油斷心を付罷在候段、房州北條陣屋詰家來之者より申越候。此段御届申達候。以上。